

イベント開催の事前相談に係る手続等の変更について(2021年7月1日以降受付)

令和3年6月17日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づき、2021年7月1日以降に県へ事前相談する際の必要事項及び手順については、次のとおりとします。

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの主催者または施設管理者（以下、「主催者等」という。）は、別紙様式「イベント開催事前相談・結果報告チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を開催2週間前までに提出してください。

また、当該イベントが**大声での歓声・声援等が想定され※かつ収容率50%を超える場合は、過去イベントの音声又は動画等（以下、「実績疎明資料」という。）を「実績疎明資料の提出チェックリスト」とともに提出してください。**

なお、同事務連絡についても合わせて確認してください。

※実績疎明資料の提出が必要なイベントの例

大声での歓声・声援等が想定されるものの例（令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡別紙3）による。

1 大声での歓声、声援等が想定されるか否か

(1) 実績・実態を踏まえた判断

県は、事前相談以前の1年間における実績について、次により総合的に判断する。

ア 食事等を伴わないイベントであることをチェックリスト、計画書等により確認。

イ 当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がある場合、ファン・来場者層の実態が確認できることから、主催者等から当該データを実績疎明資料として県へ提出する。

ウ 当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がない場合ファン・来場者層の実態が確認できないことから、主催者等は、大声防止策を講じる主催者等の対策について、県へ書面等で提出し、県はその内容を確認する。

エ 主催者等が大声・歓声等なしのイベントを開催したことがある場合、主催者等は、当該類似イベントの音声又は動画のデータ、来場者層の類似性の説明、当該類似イベントの対策と同種の対策を講じることを示す計画書を実績疎明資料とし、県へ提出する。

オ 主催者等が、大声・歓声なしのイベントを開催したことがない場合は、収容率上限100%を適用することは認められない。

(2) 大声・歓声等が発生した場合の収容率上限100%の適否の考え方

- ア 新規イベントの出演者・チームが、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チームの範囲に含まれる場合は、前者について収容率上限100%を適用することは認められない。
- イ 新規イベントの出演者・チームに、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チーム以外の者を含む場合は、前者について収容率上限100%を適用することが認められる。

2 事前相談及び結果報告

(1) イベント開催前

主催者等は、イベント開催の2週間前までに、収容率上限に係る相談及び実績疎明資料を県に提出する。

なお、一定期間の間に反復的に同一施設を使用する場合には、一括して事前相談を行うことができる。

ア イベント主催者等は、事前相談に際して、実績疎明資料に加え、イベント開催時に必要な感染防止策のチェックリストを提出する。

イ 主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、主催者等は、県へ併せて大声・歓声等なしの実績疎明資料を提出する。

ウ 県は、収容率上限等について、主催者等の事情にも配慮しつつ、主催者等へ早期に連絡を行う。

エ 県が、収容率上限の基準について50%である旨連絡した後、主催者等が資料を修正・再提出し、県が再確認した結果、収容率上限を100%と改める場合がある。

(2) イベント開催後

ア 主催者等は、イベント開催時の結果報告資料を県へ提出し、内容の確認を受けること。

イ 開催時、適切な感染防止策が講じられなかった場合や、大声・歓声等が発生したにも関わらず制止ができなかった場合には、県は主催者等へ改善策の提示を結果報告資料において求める。

3 問題を解消する対策を講じることが確認できない主催者等への対応

ア イベント主催者等の制止ができない程度に大声・歓声等が発生した場合には、発覚時から3か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該アーティスト等のイベントについて収容率上限100%の適用を行わない。

イ 感染防止策不徹底であった場合は、発覚時から3か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催者等のイベントについて収容率上限100%の適用を行わない。

ウ 上記の双方に該当する場合には、いずれか遅い時点を基準とする。

エ 結果報告資料において、虚偽の記載等が発覚した場合には、発覚時から6か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催者等について収容率上限100%の適用を行わない。

オ 上記のアーティスト・主催者等の情報を集約し、定期的に県と関係各府省庁の間で共有する。県は関係各府省庁から共有される情報も踏まえ、事前相談の際に主催者等に対して収容率上限を連絡する。

カ 当該基準の適用に当たっては、問題確認時以降に県に対して事前相談を行うイベントを対象とするものとし、既に事前相談を終えたイベントは対象とならない。

4 参加人数が1,000人以下等で県への事前相談の対象外イベントについて

ア 参加人数が1,000人以下等で県への事前相談の対象とならないイベントは、県への事前相談は、これまでどおり不要であるが、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、主催者等は、実績疎明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管することとする。

イ 原則、県や関係各府省庁への提出は不要とするが、大声・歓声等の発生等の問題が発生した場合には、結果報告資料を提出する。

なお、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベント※は、4ア及びイの対応は必要としない。

※令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡別紙3による。